

ハローワークにおける 正社員就職増大対策の推進

平成22年6月

職業安定局首席職業指導官室(北條憲一首席) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策中目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること。

2. 事業の概要

(1) 実施主体

公共職業安定所（ハローワーク）

(2) 概要

正社員として就職する機会を増大させるため、キャリアサポーターを配置し、事業主に対する正社員雇用のメリット等の周知により正社員求人の提出を促すとともに、求職者に対する企業説明会、面接会の実施等によるマッチング機能の強化、就職後の職場定着を支援する。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

正社員求人数については、公共職業安定所において、事業主に対して、正社員雇用のメリットを求人開拓の実施等の機会において周知を行ってきたが、予想を上回る厳しい雇用失業情勢の中、減少している。しかしながら、非常に厳しい雇用失業情勢により求人の総量が減少する中において、平成21年度の正社員求人割合（44.3%）は雇用失業情勢が悪化する以前よりも高い実績（平成18年度比+0.5%、平成19年度比+0.2%）となっている。

また、正社員求人の充足率、常用求人の充足率も年々増加しているところであり、非常に厳しい雇用失業情勢の中、本事業は有効だったと評価できる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

(2) 効率性の評価

本事業は、求人者、求職者の双方に対して、それぞれ助言・勧奨等を行うものであり、手段として適正であった。

また、本事業は、求職者が正社員として就職する機会を増大させるものであり、多数の労働者の安定雇用を実現することから、当該事業を実施しなかった場合と比較して、将来の社会的コストを削減することが期待できる。

(事後評価において特に留意が必要な事項)

経済状況の動向による求職者数等の変動が、正社員求人の充足率及び有効求人倍率に影響することに留意する必要がある。

(3) 政策等への反映の方向性

貧困対策等の観点から、非正規労働者の正社員化が社会的に求められているところであり、非正規労働者数の推移の状況等を勘案し、引き続き正社員就職増大を図る必要がある。本事業の実施方法については、求人開拓業務の効率化を図るため、本事業の主な業務である正社員求人の確保について、平成 23 年度から求人全般の開拓を行う求人開拓事業に統合する予定。

(概算要求額：一百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	正社員求人の充足率 (前年度実績以上／平成 19 年度)	23.2%	23.5%	24.2%	26.6%	32.4%
達成率		—%	—%	103%	—%	—%
2	正社員求人割合 (44%以上／平成 20 年度) (47%以上／平成 21 年度)	45.2%	43.8%	44.1%	46.2%	44.3%
達成率		—%	—%	—%	105%	94%
3	常用求人の充足率 (22%以上／平成 20 年度) (27%以上／平成 21 年度)	20.5%	20.3%	21.1%	24.6%	32.5%
達成率		—%	—%	—%	112%	120%

【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 19 年度においては本事業の目標設定を「正社員求人充足率」としていた。						
指標 2、3						
資料出所：職業安定局調べによる。						
備考：平成 20 年度以降は本事業の目標設定を「正社員求人割合」、「常用求人充足率」としている。						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
4	正社員求人数	4,417,851 人	4,370,447 人	4,038,005 人	3,408,698 人	2,579,090 人
	達成率	－%	－%	－%	－%	－%
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 4						
資料出所：職業安定局調べによる。						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	有効求人倍率	0.94 倍	1.02 倍	0.97 倍	0.73 倍	0.42 倍
【調査名・資料出所、備考等】						
指標 1						
資料出所：職業安定局調べによる。						

5. 特記事項

(1) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

「雇用保険二事業に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成 22 年 1 月 22 日）において、本事業の平成 20 年度目標として、「雇用形態が正規労働者（正社員）である求人割合：44%以上」及び「公共職業安定所の常用求人の充足割合：22%以上」を掲げている。しかし、この指標は本事業のみならず、平成 20 年度地方行政運営方針（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省）によれば、職業安定行政の重点施策の全体の目標数値として設定されているものであり、また本事業に設置されている職業相談員（キャリアサポーター）に関する指標が設定されていないなど、目標設定が不十分なものとなっている

との指摘を受けた。

これを受け、平成 22 年度の雇用保険二事業の目標設定において、職業相談員（キャリアサポーター）に関する目標を設定したところ。